



栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全国歯報

2016.4 78号

78回
通常組合会

議長に中屋敷議員、 副議長に松岡議員

平成28年度の保険料賦課額を据え置きとした。



平成28年3月17日（木）午後1時より、朝日生命大手町ビル、フクラシア東京ステーション「6D」において、第78回通常組合会が開催された。齊藤専務理事の司会で進められ田邊事務局長による氏名点呼の時に、改選後初めての組合会なので自己紹介の挨拶があった。仲佐副理事長の開会の辞に引き続き仮議長に徳島県支部の井川議員を選出した。

井川仮議長のもと日程の一部を変更し、第1号議案 議長・副議長の選任の件が上程された。議長・副議長の選出は協議方式によることとし、組合会を暫時休憩とし、各地区から推薦された6名の地区代表議員による地区代表議員会で協議の結果、議長に岩手県支部の中屋敷修議員、副議長に香川県支部の松岡利安議員を選出した。その後再開された組合会に地区代表議員会で選出された議長団の承認を諮り、全員挙手により承認され、中屋敷議長、松岡副議長が決定した。

新議長団のもと、議事録署名人に岐阜県支部の後藤幸央議員の指名に引き続き、山下常務理事から役員紹介、尾上理事長の挨拶に引き続き議事に入り、平成28年度保険料賦課額（案）、平成28年度事業計画（案）、平成28年度歳入歳出予算（案）等が原案どおり可決承認された。

また、報告事項では、平成27年8月以降に理事会で承認された規則、規程等、所得調査の委任状の回収状況、個人番号（マイナンバー）制度への対応、平成27年度療養給付費の状況等について担当の常務理事、副理事長から報告された。

開会の辞（要旨）

仲佐副理事長



仲佐副理事長

本日は年度末のお忙しい中、全国各地からご出席いただき、ありがとうございました。又日頃は全国歯の運営にご協力いただき重ねてお礼申し上げます。

全国歯の運営も国庫補助の削減等大変な時期に入っております。執行部は国庫補助の削減をできる限り緩和するよう厚労省等各方面に働き掛けていますが、国保組合にとって最も厳しい時代に入ったと言っても過言ではないと思っております。組合員の負担軽減を図った運営をしていきたいと思っております。本日の組合会は、そういった意味でも大事な組合会ですので、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。第78回通常組合会を開会いたします。

議事

第1号議案 議長・副議長選任の件

齊藤専務理事

仲佐副理事長の開会の辞の後、仮議長に徳島支部の井川雅典議員が選出され、井川仮議長のもと日程の一部を変更して第1号議案 議長・副議長の選任が上程された。齊藤専務理事より議長・副議長の選任について説明があり協議により選任することとした。

続いて協議による選出方法にはA、B、C地区の組合会議員の中から、それぞれ推薦された2名、計6名の地区代表議員で構成する地区代表議員会で、協議の上選出し組合会の承認を得て決定する旨の説明があった。

地区代表議員を選出後、組合会を暫時休憩し、別室で地区代表議会を開催し、委員長に秦野議員を選出して慎重な協議の結果、議長に中屋敷修議員、



齊藤専務理事

副議長に松岡利安議員を選出した。その後組合会を再開し、承認を諮った結果全員挙手により、新議長・副議長が正式に選任された。

議長・副議長挨拶（要旨）

◆中屋敷議長

ただ今、議長に選任いただきました中屋敷でございます。不慣れなものですので、何かと不行き届きの点があるかと思えます。皆様のご協力をいただき、議事を円滑に進めていきたいと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

◆松岡副議長

副議長に選出されました香川県支部の松岡でございます。甚だ微力で未熟ではございますが、全力を尽くして参りたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長・副議長

議長 中屋敷修（岩手県支部）
副議長 松岡利安（香川県支部）



中屋敷議長



松岡副議長

理事長挨拶 (要旨)

尾上理事長



尾上理事長

◆日頃から国保組合の運営にご協力いただき、ありがとうございます。安倍内閣は1億総活躍社会を目指して2020年までに約50万人分の雇用を目指し、介護施設あるいは在宅サービス、高齢者向けの施設や住宅を整備すると言っています。若者も高齢者も女性も男性も障害者や難病の方も、又一度人生を失敗した経験のある方も皆包摂して全員が活躍できる社会を目指すということです。

こうした社会に向けての取り組みにより国民に安心感が生まれ、消費の底上げができ、投資が促進され経済の好循環が生まれることを期待しているようですが、具体的には出生率1.8%、介護離職者を0にすることが重要とされています。

このようなことを背景にして、これからの社会の変化をみると、国全体で、0歳から64歳までの人口が毎年100万人減少しているということで、2010年の国税調査で1億2千800万人だったものが2044年には1億人を切ることになっているそうです。

国保組合でも1種組合員とその家族が減少しており、又団塊世代が後期高齢者になるとさらに減少するために国保の運営は長期にわたり困難を極めていくことになると考えています。さらに国保組合の国庫補助の見直しで定率補助が32%から14%となった組合と32%の組合では1人当たりの年間3万5千円の差になります。これも0歳から74歳までの全ての人が1人当たりの差となるために、家族が多いほど保険料負担が増えるので、平均4人家族とするとその4倍になります。このような差ができるということは、同種同業の組合に対して不公平な補助金の在り

方に納得できないところですが、国はそのような見直しをしようとしています。

国庫補助の定率補助率の決定の基となる平成26年度の所得調査で、全国歯は補助率が引き下げとなる組合となった。そこで更に、国保組合として適性な補助金の決定のために平成27年度に再度、所得調査を実施させていただき組合員の先生方には大変ご苦労をお掛けしました。また2種組合員、3種組合員の方々にご負担を掛けましたが、ご協力ありがとうございました。

例えば、1%違うだけで1億3千万円くらい変わる訳です。

また、特定被保険者の補助率は、後期高齢者支援金及び介護納付金の補助率が16.4%から16.1%に引き下げられ、0.3%引き下げられるということで補助金が0.3%カットされる。

これら補助率の引き下げを想定して、それに備えるため平成26年度から1種組合員とその家族及び後期高齢者組合員の家族が800円、2種、3種組合員とその家族が500円保険料賦課額を引き値上げさせていただきましたが、国庫補助見直しに伴う激変緩和措置が参議院厚生労働委員会で付帯決議として出された。

それによると、特定被保険者の割合が少ない組合は定率補助の見直しの影響が大きいことから補助の削減額の1/4に相当する額を補助すること及び支出に占める前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の割合が30%以上の組合に補助の削減額の1/4に相当する額が補助される。この2つを合わせると1/2が補助されるので大きな財源となります。

また、法定積立金が、定率補助の減少により必要となる法定積立金が増加するところを激変緩和措置で国庫補助の見直しによる積み増しが不要となった。これらを勘案して、平成28年度保険料賦課額の引き上げをしなくても、何とかやれそうなので据え置きとしたいと考えている。本日第3号議案に提案しておりますので、協議をお願いいたします。

しかし、これは時限立法ですので、今後の医療費の伸びや前期高齢者納付金の伸びを考えながら、これからの保険料賦課額の引き上げする時期を決めて

行かなければと思っています。

また、マイナンバー制度に関しては、本組合もいよいよ事務取り扱いがスタートになるが、もともと機密性の高い個人情報を扱っていることを認識して、間違っても情報漏洩の危険性がないよう組合全体により一層の安全管理処置を実施して行きますので、各支部においても支部の先生方が、実際に業務に従事する支部職員の業務状況などを把握され、情報セキュリティ対策の強化と安全の徹底をお願いします。

これからも、保険者機能を発揮して事業運営の確

立に努めたいと考えています。国保組合の特性を生かしながら相互扶助の精神と被保険者の疾病に対する保険給付を行なうとともに保健管理として推進している保健事業を実施し、時代に適応した組合運営に向けて最善の努力をして参りたいと考えています。

本日はまた、箱崎先生の叙勲受章の記念品を贈呈したいと思っています。この組合会において、先生方から全国歯の今後の発展に繋がる色々なご意見を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますがご挨拶に代えます。ありがとうございました。

第2号議案 職員退職手当積立金の処分について議決を求める件

齊藤専務理事

山口県支部職員の退職に伴う退職手当への支給に充てるために、職員退職積立金の一部を処分する旨の説明があり、質疑応答の後の採決の結果、全員挙手により可決承認された。

平成27年度職員退職手当支給額
15,572,625円

第3号議案 平成28年度保険料賦課額(案)について議決を求める件

齊藤専務理事

全保険料賦課額を据え置き

保険料賦課額について、平成28年度から国保組合の国庫補助の見直しが実施されるが、国庫補助の見直しに伴う激変緩和措置が設けられること等から、基礎賦課額(均等割)(案)、後期高齢者支援金等賦課額(案)、介護納付金賦課額(案)について、下記のとおり据え置きとする旨の説明の後、質疑応答に引き続き採決に入り全員挙手により可決承認された。

されることになり、保険料賦課額が急激に上昇することがなくなり、平成28年度から平成32年度までの5年間かけてゆるやかに実施される。こうした状況を踏まえ平成28年度基礎賦課額については据え置くこととする。

(2) 後期高齢者支援金等賦課額

平成28年度後期高齢者支援金等賦課額は、平成28年度の後期高齢者支援金等見込額(概算)から所定の計算方式で算定したところ、現行の賦課額で充足できることから据え置きとする。

(3) 介護納付金賦課額

平成28年度介護納付金賦課額は、平成28年度介護納付金見込額(概算)から所定の算定方式で算定したところ、現行の賦課額では多少不足が生じるが、全体として充足できることから据え置きとする。

(1) 基礎賦課額(均等割)

国庫補助の見直しが実施された時に備えるため及び保険給付費並びに前期高齢者納付金の伸びに対応するために、平成26年、27年、28年の3カ年で段階的に引き上げる予定で、平成26年及び27年で1種組合員及び1種組合員の家族と後期高齢者組合員の家族が月額800円、その他月額500円の引き上げを実施してきた。

しかし、平成28年度から実施される国庫補助の見直しでは、5年間の激変緩和措置が実施

※国保組合の国庫補助の見直しに伴う激変緩和措置の概要

1. 段階的实施
 - 国庫補助の見直しを行なうに当たっては、保険料水準が急激に上昇することのないよう、平成 28 年度から平成 32 年度まで 5 年間で、ゆるやかに実施する。
2. 特別調整補助金による激減緩和
 - 組合ごとの特殊事情を勘案し、平成 28 年度から特別調整補助金による激変緩和措置を実施する。具体的には下記に着目した特別調整補助金による措置を実施する。
 - (1) 組合特定被保険者の割合に着目した措置

組合特定被保険者は、もともと定率補助が 13% とされていることから、特定被保険者の割合が多い組合は、定率補助の見直しによる影響が少ない。一方特定被保険者の割合が少ない組合は、影響が大きいことから特別調整補助金による激変緩和措置を設ける。

《措置の内容》
(交付要件)

 - ①定率補助の見直しにより、補助割合が削減される組合
 - ②平成 9 年以降特定被保険者の割合が 30% 未満の組合
 - ③平均課税所得が 240 万円以下の組合が対象
(算定式)

- 定率補助の見直しによる削減額の 1/4 に相当する額を補助する。
- (2) 支出に占める前期高齢者納付金・後期高齢者支援金の割合

若い被保険者が多く、前期高齢者納付金・後期高齢者支援金の負担が大きい国保組合がある。定率補助の見直しにより、若年世代への負担が大きくなることを防ぐため、支出に占める前期高齢者納付金・後期高齢者支援金の割合が高い組合への激減緩和措置を設ける。

《措置の内容》
(交付要件)

 - ①定率補助の見直しにより、補助割合が削減された組合
 - ②支出に占める、前期納付金及び後期支援金の割合が 30% 以上の組合
 - ③平均課税所得が 240 万円以下の組合が対象
(算定式)

定率補助の見直しによる補助の削減額の 1/4 に相当する額を補助する。
 3. 国保組合の法定積立金の見直し
 - 国庫補助の見直しにより、医療費等に備えた法定積立額の必要額が増加するが、政令改正により、そもそもの積立規模を見直すことで積み増しを不要とする。

第4号議案 規約の一部改正(案)について議決を求める件 齊藤専務理事

加入申込書等に個人番号欄を新設

個人番号制度（マイナンバー）及び後期高齢者組合員の保健事業に節目健診事業を新設するための規約の一部改正（案）について説明に引き続き、質疑応答の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

(1) 個人番号（マイナンバー）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、組合に加入時の申込書等に個人番号（マイナンバー）を記入する必要があることから規約第7条（加入の申込）について、厚生労働省から示された国民健康保険組合規約例案に基づいて必要な改正を行なうものである。

(2) 節目健診対象者に後期高齢者組合員を含める

後期高齢者組合員と後期高齢者組合員の被保険者である配偶者に対して、1人当たり 30,000 円を限度に補助する。

後期高齢者組合員の節目健診の対象者は次のとおりとする。

- ①後期高齢者組合員のうち、平成 28 年度中に 75 歳以上の 5 歳ごとの節目の年齢に達する者。
- ②後期高齢者組合員の配偶者

上記①に該当した後期高齢者組合員の被保険者である配偶者。なお、この場合の配偶者の年齢は問わない。

全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

改正	現行
<p>第 2 章 組合員</p> <p>(加入の申込)</p> <p>第 9 条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)、職業、使用される事業所名及び法第 6 条各号に関する事項(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 3 条第 1 項第 8 号又は同条第 2 項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、組合員との続柄、職業、使用される事業所及び法第 6 条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。</p> <p>2 前項の加入の申込みをした者は、支部長が加入の申込みを受理した日に組合員になる。</p> <p>3 前項の受理は、第 1 項の申込みをした日から 30 日以内にななければならない。</p>	<p>第 2 章 組合員</p> <p>(加入の申込)</p> <p>第 9 条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第 6 条各号に関する事項(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 3 条第 1 項第 8 号又は同条第 2 項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、組合員との続柄、職業、使用される事業所及び法第 6 条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。</p> <p>2 前項の加入の申込みをした者は、支部長が加入の申込みを受理した日に組合員になる。</p> <p>3 前項の受理は、第 1 項の申込みをした日から 30 日以内にななければならない。</p>
<p>第 4 章 保健事業</p> <p>(保健事業)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>第 16 条の 2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している後期高齢者の組合員が、当該年度中に 75 歳以上の 5 歳ごとの節目の年齢に達し同年度内に受診した健診に対して、30,000 円を限度として支給する。ただし、同一年度内に 1 種組合員としてすでに支給を受けた場合はこの場合の対象としないものとする。</p> <p>なお、申請手続き等実施内容については、節目健診(人間ドック等)補助金支給要綱に準ずるものとする。</p> <p>四 組合は、前号三号に該当した後期高齢者組合員の被保険者である配偶者(この場合の年齢は問わない)についても、同年度内に受診した健診に対して、30,000 円を限度として支給する。ただし、同一年度内に、1 種組合員の配偶者として支給を受けた場合はこの場合の対象としないものとする。なお、申請手続き等実施内容については、節目健診(人間ドック等)補助金支給要綱に準ずるものとする。</p>	<p>第 4 章 保健事業</p> <p>(保健事業)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>第 16 条の 2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1. この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 (第 9 条加入の申込に個人番号を追加) (第 16 条の 2 第三号、第四号を追加)</p>	

第5号議案 平成 28 年度事業計画(案)について議決を求める件 齊藤専務理事

9 月に組合員の被保険者資格確認調査実施

組合員資格の適正化を図るため、加入後の組合員資格について、歯科医業又は歯科業務に従事する者の判定基準に基づいて 2・3 年に一回定期的に確認を行い厚生労働省に報告することになっているが、前回確認から 3 年目に当たる今年 9 月ごろ、組合員の被保険者資格の確認調査を実施する

予定及び平成 28 年度から実施する後期高齢者組合員の節目健診事業等の平成 28 年度事業計画(案)についての説明に引き続き、質疑応答の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

I. 事業運営の方針

医療保険制度改革関連法により本年度から、定率補助率が5年間かけて段階的に引き下げられる。当国保組合では、このことを想定して、平成26年度より保険料を段階的に引き上げてきた。平成28年度も均等割を引き上げる計画だったが、国庫補助削減に対する激変緩和措置の上記の2項目に当組合が該当しており、削減額の1/2に相当する額が補助されることになる。従って、平成28年度は保険料引き上げをしないこととした。しかし、この激変緩和措置は、5年間の時限的措置であるために、今後の医療費の伸びなどを把握して、健全な運営のために保険料の引き上げ時期を改めて検討していくこととしている。これからも、保険者機能を発揮した事業運営の確立に努めるとともに、国保組合の特性である組合員の相互扶助の精神で被保険者の疾病に対する保険給付と健康管理を推進する保健事業を実施し、時代に適応した組合運営に向けて最善の努力をして参りたい。

II. 実施事業

A. 保険料

1 基礎賦課額

(1) 所得割賦課額（1種組合員及び後期高齢者組合員のうち対象者（※）に賦課）

① 保険診療者

- ア. 前年の保険診療報酬の合算額の1000分の6.5を乗じた額
- イ. 医療法人は、各医療機関ごとに前年の保険診療報酬額の合算額の1000分の6.5を乗じた額
- ウ. 上限月額32,500円（年額390,000円）
- エ. 下限月額4月のみ1,900円、5月～翌年3月1,600円（年額19,500円）
- オ. 1種組合員及び後期高齢者組合員が開設する同一医療機関において、当該組合員の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員のうち、2人目以降の方の所得割賦課額を免除

※ 75歳以上の後期高齢者組合員が開設又は管理する医療機関において、2種組合員を雇用している場合、又は当該組合員の75歳未満の夫婦・親子・兄弟姉妹である1種組合員が診療に従事している場合

② 非保険診療者（矯正標榜者・医療法人を含む）

- ア. 月額32,500円（年額390,000円）
- イ. 非保険診療者が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行うことができます
- ウ. 変更申請は、「保険料調定変更申請書（様式1号）」に直近の確定申告書等又は医業収入がわかる書類を添付して支部を経由して組合に提出してください。

ただし、変更申請は当該年度の6月末迄とし、年1回とします。

(2) 均等割賦課額（1人当たり）

種 別	賦課額（月額）	種 別	賦課額（月額）
1種組合員	8,600円	3種組合員	9,000円
1種組合員の家族	6,600円	3種組合員の家族	6,000円
2種組合員	16,500円	後期高齢者組合員	6,600円
2種組合員の家族	6,000円	の家族	

2 後期高齢者支援金等賦課額（1人当たり）

組合員及び組合員の世帯員	1人当たり月額3,300円
--------------	---------------

3 介護納付金賦課額（1人当たり）

40歳以上65歳未満の者	月額3,700円
--------------	----------

4 後期高齢者賦課額（1人当たり）

後期高齢者の組合員	月額5,000円
-----------	----------

後期高齢者医療制度の被保険者となった1種組合員の方で、引き続き組合員として残られた方

5 保険料賦課額の免除

3種女性組合員の一人親（離婚などにより独りで生計を営んでいる女性）の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの方は後期高齢者支援金等賦課額を免除、基礎賦課額は2人目以降の方から免除します。

一基礎賦課額（均等割賦課額）	1人当たり月額6,000円
二後期高齢者支援金等賦課額	1人当たり月額3,300円

B. 保険給付

1 給付割合

種 別	給付割合
1. 組合員	7割給付
2. 家族	7割給付
3. 義務教育就学前の者	8割給付
4. 前期高齢者のうち70歳以上の方	
・現役並み所得者	7割給付
・一般所得者で平成26年4月1日以前に70歳から74歳となっている方	9割給付
・一般所得者で平成26年4月2日以降に70歳となる方	8割給付

2 歯科給付

1種・2種・3種組合員及びその家族の歯科給付については、次のとおりとします。

- ① 自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関以外における受診については給付します。
- ② 自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関における受診と、それに伴う処方箋の発行による調剤については給付しません。

2 高額療養費

所得により自己負担限度額が細分化されます

(1) 70歳未満の所得区分及び算定基準額については、低所得者を含めて5段階となります。申請時に所得に関する書類を添付してください。

(2) 70歳から74歳までの一般所得者の算定基準額については、一部負担金の割合が段階的に自己負担額が2割負担となることに伴う負担増に配慮する観点から、入院44,400円、外来12,000円となります。

詳しくは当組合のホームページ、広報誌「全国歯報」等によりご確認いただき、ご不明な点は支部事務所までお問い合わせ下さい。

自己負担限度額に係る認定証の交付を受け医療機関窓口で提示した場合は、高額療養費は現物給付となり、医療機関窓口での支払いを自己負担限度額に止めることができます。

高額療養費制度の自己負担限度額

70歳未満	所得要件	限度額
	旧ただし書所得 901万円超	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1% 〈多数該当:140,100円〉
	旧ただし書所得 600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1% 〈多数該当:93,000円〉
	旧ただし書所得 210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% 〈多数該当:44,400円〉
	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円 〈多数該当:44,400円〉
	住民税非課税	35,400円 〈多数該当:24,600円〉

70～74歳未満	区分	所得要件	窓口負担割合	外来	限度額
	現役並み所得	課税所得 145万円以上	3割	44,400円	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% 〈多数該当:44,400円〉
	一般	課税所得(※1) 145万円未満	2割 (※2)	12,000円	44,400円
	低所得Ⅱ	住民税非課税		8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)			15,000円

※1 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含まれます。
また、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 特例措置対象被保険者の窓口負担割合は1割。

【注】

- ① 〈 〉内は、多数該当(過去12ヶ月間に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合
- ② 75歳到達月における自己負担限度額の特例
75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度(国保・被用者保険)と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1とします。

(4) 高額医療・高額介護合算制度

高額療養費の算定対象世帯において介護保険受給者がいる場合、被保険者の申請により、医療と介護の自己負担限度額を合算し、一定の自己負担限度額を超える自己負担について療養費として支給します。

高額介護合算療養費制度の算定基準額等

70歳未満	所得要件	限度額	70歳未満	所得要件	限度額
	旧ただし書所得 901万円超	2,120,000		課税所得 145万円以上	670,000
	旧ただし書所得 600万円超～901万円以下	1,410,000		課税所得 145万円未満(※1)	560,000
	旧ただし書所得 210万円超～600万円以下	670,000		住民税非課税	310,000
	旧ただし書所得 210万円以下	600,000		住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000
住民税非課税	340,000				

※1 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含まれます。
また、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(5) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産した時は、申請により出産育児一時金を支給します。

1児につき	420,000円
-------	----------

【注】産科医療補償制度に加入する医療機関等(加入分娩機関)において出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明する所定の印を押された領収書等の写しを支給申請書に添付して下さい。

視の眼鏡など)

- ③ 柔道整復師
柔道整復師の施術
- ④ あん摩・マッサージ
あん摩師・マッサージ師の施術
- ⑤ はり・きゅう
はり師・きゅう師の施術
- ⑥ その他
上記の療養費に該当しない療養費(看護、生血等)

(6) 葬祭費の支給

組合員及びその家族が死亡した時は、申請により葬祭費を支給します。

種別	金額
1種組合員	300,000円
2種組合員	150,000円
3種組合員	100,000円
1・2・3種組合員の家族	100,000円
後期高齢者組合員の家族	100,000円
1・2・3種家族	100,000円
後期高齢者組合員の家族	100,000円

(8) 移送費の支給

医師の指示により入院、転院、又は通院の際に歩行が困難なためタクシーなどで移送した場合、また骨髄、臍帯血の搬送に要した費用について申請により移送費を支給します。

(9) 傷病手当金の支給

組合員が入院した場合、申請により1日目から傷病手当金を支給します。
なお、同一年度内90日を限度とします。

種別	金額
1種組合員	入院1日につき4,000円
2種組合員	入院1日につき1,500円
3種組合員	入院1日につき1,500円

(7) 療養費の支給

療養の給付が困難なときは、申請により療養費を支給します。

- ① 診療費
やむを得ず被保険者証を提出できずに医療機関に受診したものの診療費(薬剤費、海外療養費を含む)
- ② 補装具
治療用装具(補装具、弾性着衣、小児弱

C. 保健事業

1 保健事業費の支部交付

種 別	金 額
定額交付分（1支部当たり）	1,550,000円
被保険者割交付分 （被保険者1人当たり）	440円

2 節目健診費用の補助

1種組合員・2種組合員は30歳以上の5歳ごとの節目、3種組合員は20歳以上の5歳ごとの節目の年齢の誕生日を今年度内に迎える方、および、節目健診該当の1種組合員の配偶者（当組合の被保険者）の方が対象です。

1名につき、節目健診の対象となる年度内に受診した健診費用（合算可）に対して、3万円を限度として補助します。

ただし、申請は1回限りです。

健診内容は問いませんので、ぜひご活用ください。

3 インフルエンザ予防接種費用の補助

被保険者1名につき3千円を限度（年度内1回のみ）として補助します。

申請には医療機関が発行する領収書が必要です。領収書には予防接種日、予防接種した医療機関名及び印、予防接種を受けられた方の氏名、予防接種の内容がインフルエンザ予防接種であることがわかるように必ず明記してもらって下さい。

4 特定健診・特定保健指導

当組合より対象者（40歳～74歳で、かつ当該実施年度の1年間を通じて当組合に加入している方）に「特定健診受診券」をお送りします。全国の医療機関（医師会等の集合契約に参加している医療機関及び日本人間ドック学会／日本病院会、全日本病院協会の集合契約に参加している医療機関）で来年3月末日までの間に受診して下さい。

受診料は無料です

また特定健診の結果により、特定保健指導該当者となる生活習慣病のリスクが高いと判断された方には「利用券」をお送りします。保健師等からの生活習慣病の予防、改善に役立つ支援を無料で受けられますので、健康維持のために利用して下さい。

お願い

労働安全衛生法の定期健診を実施されている診療所の事業主様には、従業員の健診結果データの提供をお願いします。

当組合が事業主様に対して定期健診の結果データの提供を求めることは、「高齢者の医療の確保に関する法律」で定められており、事業主様が当組合にデータを提供しても責任を問われることはありません。

健診結果をもとに特定保健指導の該当者には「利用券」をお送りします。

従業員の皆様の将来にわたる健康を守るためにも、事業主の皆様のご協力をお願いします。

5 国保ヘルスアップ事業

データ分析に基づく保健事業

国保データベース（KDB）を活用した効率的、効果的な保健事業の推進

6 資金貸付事業

① 高額療養費資金貸付事業

被保険者が高額療養費の支給の対象となった時、申請により貸付けします。

② 出産資金貸付事業

被保険者が出産した時、申請により貸付けします。

7 医療費通知

被保険者に対する医療費通知を実施する。（年6回）

8 健康啓発事業

組合員の健康増進のために、節目健診等一般健診の受診率の向上を図り、保険者に実施が義務付けられている、生活習慣病予防対策の特定健診・特定保健指導について、対象者が容易に受診できるように被保険者に周知し理解を得られるように啓発活動を行なう。

9 後期高齢者組合員保健事業

後期高齢者組合員に対して次の各号に掲げる事業を行ないます。

① 傷病見舞金の支給

後期高齢者組合員が入院した場合、入院1

日目から申請により傷病見舞金を支給します。ただし、同一年度内90日（後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金の給付を受けている方は、その支給期間を含めます）を限度とします。入院1日につき4,000円

② 死亡見舞金の支給

後期高齢者組合員が亡くなられたとき、ご遺族に対し30万円の死亡見舞金を支給します。

③ 節目健診事業

75歳以上で5歳ごとの節目年齢となった後期高齢者組合員と後期高齢者組合員の被保険者である配偶者が当該年度中に受診した健診費用（合算可）に対して3万円を限度として補助します。

ただし、同一年度内に1種組合員としてすでに補助を受けた場合は対象としません。

10 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知

被保険者に対する後発医薬品差額通知を実施する（年2回）

D レセプト点検の実施

レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行なうとともに、費用対効果の効率化に努める。

E 広報活動

- (1) 組合報の発行
- (2) ホームページの活用

Ⅲ. 被保険者の資格確認調査の実施

資格確認調査を実施する。（平成28年9月頃予定）

Ⅳ. 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、特に国保組合は国庫補助制度の見直しが実施されると、国庫補助が段階的に引き下げられるなど、事業運営にも大きな影響がでることとなる。

このような状況を踏まえ、実施事業の見直し

及び事務処理の見直し等事務処理の効率化に努める。

V. 事務研修会の開催

(1) 支部事務所職員対象の研修会

医療保険制度の転換期にあることを踏まえ、毎年のように見直される制度への対応及び適正な事務処理と効率化に資するために研修会を開催する。

(2) 東京事務所職員対象の研修会

東京事務所職員が全員、国保業務に精通し人事異動等に迅速かつ適正な対応等、国保業務のプロとして知識及び能力のレベルアップを図り、全国歯の事務処理の適正化及び効率化に資するために研修会を開催する。

Ⅵ. 諸会議及び研修会等の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議及びコンプライアンスに関する研修会（予定）の開催とともに関係団体の諸会議への出席並びに諸研修会に参加する。

Ⅶ. 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

第6号議案 平成28年度歳入歳出予算(案)について議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木哲男副理事長から平成28年度歳入歳出予算(案)について、プロジェクターを用いての説明があり、質疑応答の後採決に入り、全員挙手により可決承認された。

【趣旨説明の要旨】

・民主党政権時代に行政刷新会議による事業仕分けが行われ、結果国保組合の補助率が引き下げられることとなった。本組合では32%から16%へと引き下げられる案であったため、平成26年度から3年度間で段階的に保険料の引き上げを予定していたが、案そのものが見直されたことや5年間かけて段階的に引き下げになること、また特別調整補助金による激変緩和措置などをふまえて、平成28年度については保険料賦課額の引き上げを見送ることとした。
 ・平成26年度と平成27年度に実施した保険料の



鈴木副理事長

引き上げにより15億円を国保事業安定積立金に積み立てた。平成28年度にも10億円を積み立てる予算を計上している。平成27年度予算において11.8%の予備費があったが平成28年度予算では4.2%と少なく、保険給付費の伸びや前期高齢者納付金の膨らみ次第では、厳しい状況をむかえ、繰越金に影響がでると予想される。

全国歯科医師国民健康保険組合
平成28年度 歳入歳出予算書

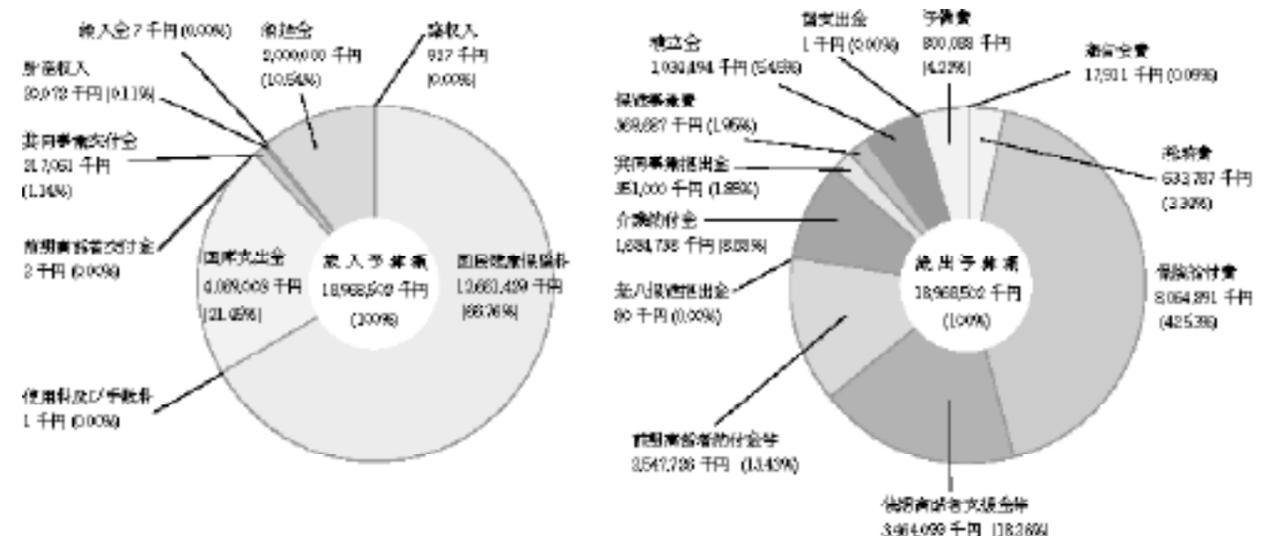
歳入 (単位：千円)

款	項	予算額
1. 国民健康保険料	1. 国民健康保険料	12,661,429
2. 使用料及び手数料	1. 督促手数料	1
3. 国庫支出金	1. 国庫負担金	4,069,003
	2. 国庫補助金	34,739
		4,034,264
4. 前期高齢者交付金	1. 前期高齢者交付金	2
5. 共同事業交付金	1. 共同事業交付金	217,061
6. 財産収入	1. 財産運用収入	20,072
7. 繰入金	1. 特別積立金繰入金	7
	2. 給付費等支払準備金繰入金	1
	3. 別途積立金繰入金	1
	4. 事務所維持・拡充積立金繰入金	1
	5. 役員退職慰労金積立金繰入金	1
	6. 職員退職手当積立金繰入金	1
	7. 国保事業安定積立金繰入金	1
8. 繰越金	1. 繰越金	2,000,000
9. 諸収入	1. 延滞金及び過料	927
	2. 立替収入	1
	3. 預金利子	917
	4. 雑収入	8
歳入	合計	18,968,502

歳出

款	項	予算額
1. 組合会費	1. 組合会費	17,911
2. 総務費	1. 総務管理費	633,787
	2. 徴収費	1
		633,786
3. 保険給付費	1. 療養諸費	8,064,891
	2. 高額療養費	7,064,731
	3. 移送費	575,616
	4. 出産育児諸費	1,000
	5. 葬祭費	337,429
	6. 傷病手当金	20,130
		65,985
4. 後期高齢者支援金等	1. 後期高齢者支援金等	3,464,099
5. 前期高齢者納付金等	1. 前期高齢者納付金等	3,464,099
		2,547,726
6. 老人保健拠出金	1. 老人保健拠出金	80
		80
7. 介護納付金	1. 介護納付金	1,684,738
		1,684,738
8. 共同事業拠出金	1. 共同事業拠出金	351,000
	2. 共同事業負担金	310,424
		40,576
9. 保健事業費	1. 特定健康診査等事業費	369,687
	2. 保健事業費	64,918
		304,769
10. 積立金	1. 積立金	1,034,494
		1,034,494
11. 諸支出金	1. 償還金	1
		1
12. 予備費	1. 予備費	800,088
		800,088
歳出	合計	18,968,502

平成28年度 各款別構成割合



当日質問

質疑応答の要旨

Q ひとつ教えていただきたいのですが、山口県支部の職員が勤続年数32年9ヵ月で自己都合により退職ですが、歯科医院のスタッフに比べると羨ましい限りです。退職手当規程には、社会・経済の動向及び本組合を取り巻く諸情勢の変化に伴い、見直しを検討すると規定されています。自己都合による退職でも100/100の支給ですが、この支給率の見直しの考えがあるのか教えて頂きたい。
(山梨県支部 安富和宏議員)

A 職員の退職手当ですが、社会・経済の動向とか本組合を取り巻く情勢の変化等色々なことを勘案して、常に見直しを図っていく所存です。今回山口県支部の職員に関しては退職事由が自己都合ではありますが、定年までもうすぐという事情もありますので、ご理解賜りたい。
(齊藤専務理事)

Q 3種女性組合員の一人親の世帯の義務教育終了までの一人目は第2号の保険料賦課額を免除し、2人目以降は第1号及び第2号の保険料賦課額を免除すること、これは安倍内閣の方針に沿った対応と伺いました。今後保険料の徴収額が増えることが考えられるのでしょうか。未入会者の増加、現会員が高齢化して組合員数が減少すること、それと組合員が収入減になり、いわゆる最高収入額の組合員が減少していく中で、こういう事業を行なった場合どれ位の収入減になるか予測をされ、どれ位の影響があるか検討した上で提案されていると思いますが、これが何年続けられるのか、2、3年しかできないのであれば止めて欲しい。他の国保組合でもこうした事例があるのか教えて欲しい。
(富山県支部 山本尚靖議員)

A 本来なら、本日ご質問の予算額の根拠資料を出すべきでしたが、常務会、理事会では提出しておりますので、地元に戻られてからご

覧頂きたい。現行の免除は義務教育終了までの2人目以降のお子さんについて基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額を免除しておりました。この対象世帯数が213世帯、人数で244人、免除合計額2,728万円です。改正案では、1人目のお子さんから現行の2人目以降のお子さんと同様、基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額を免除した場合の試算をしたところ、高額になりましたので1人目のおさんは、後期高齢者支援金等賦課額だけを免除することとしました。因に1人目のおさんを免除の対象とすることで増える免除額が2,780万円、従来の免除額と合計して約5,500万円になります。今、私が安倍内閣と申したのは、国を挙げて少子高齢化が進む中で日本全体で考えなければならぬ、そういう時代背景があると思います。特に我々の業界においては、今回の診療報酬改定では歯科衛生士が重要になっておりますが、全国の歯科衛生士学校が定員割れがでてきているので、20府県で構成している全国歯科医師国保組合としては、率先して全歯連加盟組合の中の単県より先に、こうした支援をすることが社会へのアピールになるのではないかということで、理事会等の審議を経て、本日提案させていただきました。この制度があと何年間、今の保険料で続けられるかということ、約180億円の予算規模の中で年間約5,500万円の助成支援というのは、さほど影響はなく広告料の面もあるのではないかと理事会の承認をいただいた。今後も医療費は増加すると思いますが、相互扶助の精神で女性一人親組合員は、望んで一人親になる方はいないと思いますので少しでも支援できればと思います提案させていただきました。
(齊藤専務理事)

Q 事業計画にある被保険者資格の確認調査の関連ですが、報道があったことですが、今年からマイナンバーが導入されているが、年金保険機構が、本来健康保険や厚生年金に加入しな

ければならない事業者に対して加入逃れをしているケースについて、強制的に調査に入るという新聞報道がありました。適用除外申請を行なっている事業所いわゆる法人等が組合から除外されるケースもでてくると思いますが、そういったことで、組合員が減るといった予測はいかがでしょうか。

本来、健康保険いわゆる協会けんぽに加入しなければならぬ事業所が適用除外申請を行なって、国保等に加入しているケースについて、そういう記事が載っていました。

(富山県支部 山本尚靖議員)

A 法人及び常時5人以上従業員を雇用している事業所は、健康保険(協会けんぽ)と厚生年金に加入しなければなりません、国保に加入している場合は健康保険の適用除外申請をして、国保と厚生年金に加入することは正式に認められています。違法に我々の組合に加入している組合員はいないし、今後もそういったことはあり得ないと思います。マイナンバーのことは、平成29年7月からマイナンバーでの情報提供を実施するといっているようですが、来年7月までに全国民がすべての事についてマイナンバーを登録することは、国は望んでいるが状況は中々難しいと思っています。また後程、加入申込書のところでご説明しますが、あくまで国がそういうことを目指しているということでご理解していただければよろしいかと思います。

(齊藤専務理事)

Q 歯科衛生士不足が言われていますが、出産で退職するケースもあります。少しでも復職し易くするために、各診療所では産休や育児休業を認めているところもありますので、その間の保険料免除や補助を考えていただきたい。

(山口県支部 角真人議員)

A 健康保険では、休業補償というような形のものがああります。本組合でも毎年そういう要望を頂いています。我々の業界では、女性の従業員が多く大切にしていかなければと考えておりま

す。今回の診療報酬の改定で1種組合員の診療報酬が大幅にアップしてそれに伴い保険料も自然に上がることとなりますとそういう事も可能になるかと思いますが要望事項として承っております。

(齊藤専務理事)

Q 国庫補助の見直しで補助率が引き下げられ、組合員は今後どうなるのだろうかという思いです。実際は国庫補助の見直しに伴う激変緩和措置が講じられ、5年間かけて段階的に実施されることでほっとしたところです。「しかし5年間の激変緩和措置が講じられたよ。今年は保険料据え置きだよ。」っていうことで、これで乗り切ったと言うけれど、これからの方向性として、組合員が心配している時に私らが帰って「まあ、なんとか一息つけたよ。」だけの説明では申し訳ない。「色々活動もされました。何とかこれで乗り切れそう。歯科医師国保に明るさが…」ということを話して良いのだろうか。「我々は組合員をしっかり引っ張って行けるんだ。」と答えて良いものか如何でしょうか。

(徳島支部 影本博一議員)

A 国庫補助の見直しについては、大分前から当組合は定率補助が32%から16%になるということで、それではどう対応しようかということで、平成26年から3年間1種組合員と家族及び後期高齢者組合員の家族が800円、その他500円を段階的に保険料賦課額を引き上げることにしました。26年度、27年度は引き上げましたが、28年度は据え置きとしました。引き上げた分は国保事業安定積立金として平成28年度末で約25億円積み立てる事になります。

その結果、保険給付を払っていけるかというのは、今のところ払って行けました。ただし、繰越金のところに少し影響がでております。そういう話につきましては、後程予算案の説明のところ、先生方が帰られてからある程度説明できるような形にしたいと考えております。

(鈴木副理事長)

報告事項

【全国歯関係】

1. 規約施行規則・規程等の一部改正及び制定について

(1) 全国歯の個人情報の安全管理措置規程等の整備

社会保障・税番号制度（マイナンバー）の導入に伴う、本組合の個人情報の安全管理体制の整備の一環として下記の5つの規定を策定し、平成27年11月11日開催の第3回理事会で承認を得て平成28年1月1日から施行している。これらの諸規程はすでに施行している「個人情報保護に関する規程」（平成18年4月1日施行）と併せて、社会保障・税番号（マイナンバー）を含む個人情報の安全管理を推進するものである。

○安全管理措置規程の制定

- ①個人情報保護方針（平成28年1月1日から施行）
- ②情報セキュリティ基本方針（平成28年1月1日から施行）
- ③情報セキュリティ対策基準（平成28年1月1日から施行）
- ④運用管理規程（平成28年1月1日から施行）
- ⑤機密文書管理規程（平成28年1月1日から施行）

(2) 規約施行規則の一部改正について

・保険料賦課額の免除対象者の拡大（規約施行規則第4条の4基礎賦課額・後期高齢者支援金賦課額）

現行では、3種女性組合員の一人親の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち、2人目以降の者が免除の対象者であったが、改正では義務教育終了までの者のうち、1人目の者は後期高齢者支援金等賦課額を免除し、2人目以降の者は、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額を免除することとした。（平成28年4月1日から施行）

(3) 選挙規則の一部改正について（第4条 選挙の時期、第9条 理事の選出）



齊藤専務理事

各支部（選挙区）で行なう組合会議員の選挙及び理事の選出の期日が現行では、任期満了の年の6月15日となっていたのを、任期満了の年の7月15日とした。（平成28年4月1日から施行）

(4) 節目健診（人間ドック等）補助金支給要綱の一部改正（第7 支部への資金交付）

節目健診の資金の支部への交付は現行では、受診予測者分のうち、4月～9月分を概算交付し、10月～3月分を9月に概算交付し、年度末に過不足清算することとしていたが、改正では4月に費用概算額の約50%を交付し、年度末に清算することとし、支部への振込みの回数を減らし経費の削減と事務の効率化を図った。（平成28年4月1日から施行）

(5) インフルエンザ予防接種補助金支給要綱の一部改正について（第3 補助金額）

補助金の限度額を現行の2,000円から3,000円に引き上げた。（平成28年4月1日から施行）

(6) 職員給与規定の一部改正について

人事院勧告を参考に、諸手当等に関して改正した。期末手当は年間支給月数を4.10から4.20に引き上げた。（平成28年4月1日から施行）

(7) 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画の一部改正について

標記実践計画は、法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、毎年度策定することになっているため、「平成27年度の実践計画」を「平成28年度の実践計画」に改正した。（平成28年4月1日から施行）

2. 国保組合被保険者の課税標準額調査（所得調査）の実施状況

厚生労働省では、全国保組合に対して適正な補助金を交付するために課税標準額の調査を実施しています。この調査は組合員の皆様の保険料にも影響する極めて重要な調査です。

今回、調査対象になられた組合員の皆様にはご協力をいただき誠に感謝申し上げます。

また、この調査は、引き続き実施される予定ですので、今後調査対象になられる組合員の皆様には大変なご迷惑をお掛け致しますが、調査へのご理解、ご協力をお願いいたします。

3. 社会保障・税番号制度（マイナンバー）への対応について

下記の5つの規程を策定し、平成28年1月から施行している。既に施行されている「個人情報保護に関する規程」と併せてマイナンバーを含む個人情報の「安全管理を推進するものである。

(1) 安全管理措置規程の制定等

- ① 個人情報保護方針
 - ② 個人情報保護に関する規程
 - ③ 情報セキュリティ基本方針・情報セキュリティ対策基準
 - ④ 運用管理規程
 - ⑤ 機密文書管理規程
- （施行日 平成28年1月1日）



平塚常務理事

【具体的内容】

- ① 人的対策
 - ・情報セキュリティ管理組織として、「情報セキュリティ委員会」の設置
 - ・「情報セキュリティ統括責任者」＝理事長
 - 「情報セキュリティ委員長」＝個人情報管

理担当理事

「情報セキュリティ責任者」＝事務局長

② 物理的対策

・本組合の扱う個人情報は、マイナンバーのみならず医療受診情報や所得情報など高いレベルの個人情報であることから、これらの情報を扱う場合は、入退室者を特定できる入退室管理エリアでの業務が望ましいが、各支部事務所の建物等の事情があり、最低限、本組合の扱う個人情報は本組合の役職員以外の者の目に触れない措置を講じ、外部の者が入退室する際は、記録又は監視を実施する。

・書類の保管は、本組合役職員が常時施錠している保管庫、あるいはキャビネット等に保管する。

③ 技術的対策

・インターネット又は国保以外のネットワークに接続された端末で、個人情報は扱わない。

・無許可でソフトウェア導入の禁止、不正アクセスの防止、アクセス者の特定及び管理。

(2) 特定個人情報保護評価書（PIA）の実施

本組合のマイナンバーについて「特定個人情報保護評価書」を作成し、内閣府の行政委員会である「個人情報保護委員会」の審査を得て、個人情報保護委員会のホームページで国民に公表中である。

(3) 加入届の個人番号（マイナンバー）記載欄を規約に規定

国保組合の加入届に、氏名、住所、性別、生年月日、職業等従来の項目に加え、個人番号の記載が加入要件とした国保組合の規約例が厚労省から示された。これに基づき本組合では、第78回通常組合会で所要な改正項目を盛り込んだ規約の一部改正が可決承認した。

(4) 本組合の国保基幹システムの改修・開発の実施

平成29年度から医療保険分野での情報連携開始に向け、所要の要件を満たすよ

う国保基幹システムの改修・開発を実施。

法 A) と被保険者又は事業主等から取得する方法 (方法 B) があるが、どの方法にするか、理事会で検討中である。

- (5) 既存の被保険者の個人番号の取得方法
 既存の被保険者の個人番号の取得方法は、住基ネット経由で取得する方法 (方

4. 理事長・副理事長・専務理事・常務理事等の担当業務について

理事長・副理事長・専務理事・常務理事の担当業務

役職名	氏名	担当業務	主な業務内容
理事長	尾上 徹	総理	組合の業務の総理・事務局内管理
副理事長	三塚 憲二	総務	組合運営・適用関係・保険料・規約・規則
〃	仲佐 善昭	渉外	全協・全歯連・日歯・その他関係団体
〃	鈴木 哲男	会計	経理・予算・決算・事務局内管理
専務理事	齊藤 愛夫	総括	組合の業務全般・事務局内管理
常務理事	芦田 欣一	総務	組合運営・保険料・規約・規則・法令遵守
〃	柴田 勝	広報	日歯・日歯連盟・広報・その他関係団体
〃	山下喜世弘	渉外	全協・全歯連・その他関係団体
〃	樋口 壽一郎	給付・適用	療養給付・その他給付・第三者傷害・適用関係
〃	平塚 靖規	渉外	全協・全歯連・個人情報管理
理事	袋布 充	渉外・会計	組合運営・全歯連 (調査委員)・会計

5. 平成 28 年度組合員の被保険者資格の確認調査について

組合員の被保険者資格の適正化を図るため、加入後の組合員資格について、2、3年に一度定期的に確認を行なうことになっている。

確認は、判定基準に基づいて客観的な証拠書類により確認することとなっている。調査票は、前回の調査票及び他の国保組合の調査票を参考に現在検討中である。

【確認事項】

- ① 組合員の住所
- ② 組合員が判定基準に定める歯科医業または歯科業務に従事していること
- ③ 組合員が健康保険の適用を受けるべき者である (法人又は常時5人以上従業員を雇用する個人事業所並びに任意適用事業所) 場合は、組合員の健康保険適用除外承認が適切に行なわれていること。

【実施時期】

平成 28 年 9 月頃

【実施スケジュール】

- 平成 28 年 3 月 ・実施時期を確定し、組合会に報告
- 4 月 ・組合員に組合員資格の確認調査の実施について事前お知らせ
- ・職員事務研修会で、調査票など組合員資格確認調査の周知・指導
- 9 月 ・医療機関又は1種組合員及び後期高齢者組合員宛てに調査票を送付

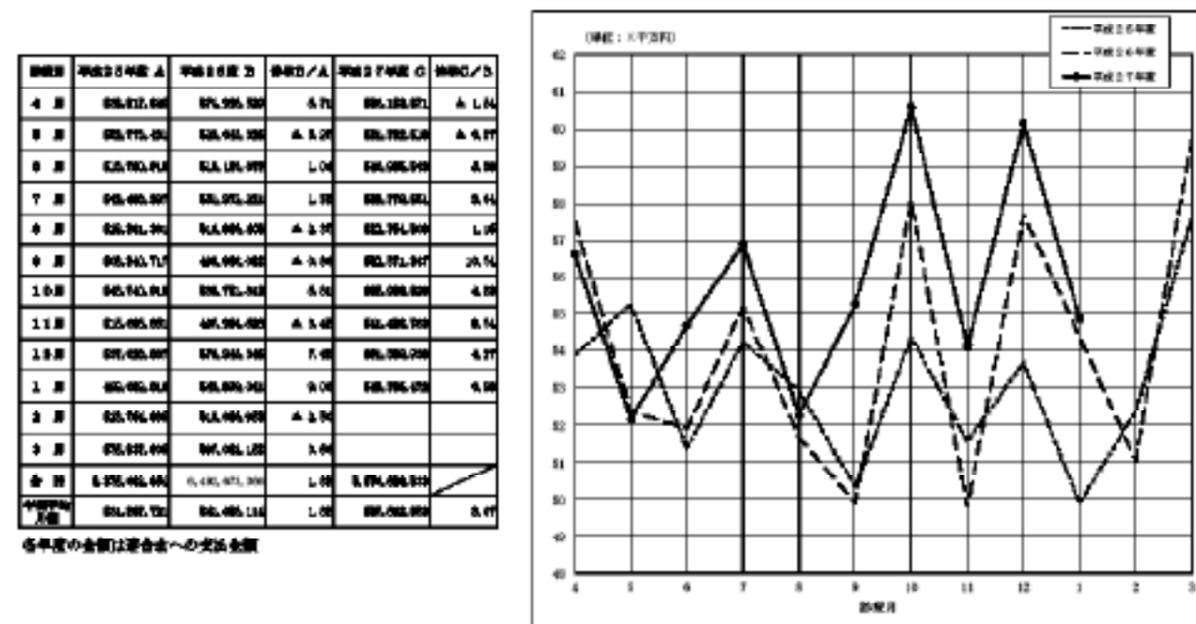
6. 平成 27 年度療養給付費の状況について

平成 27 年度の療養給付費の状況は、7 月、10 月、12 月に大きな山があるが、これは例年同じような傾向にある。今年はこの他に 9 月に 10.74% と大きく伸びている。これは 9 月に C 型肝炎の新薬が導入されたことが影響していると推定される。



樋口常務理事

平成 27 年度月別療養給付費の状況



7. 府県歯科医師会職員の全国歯に出向する場合の出向契約書について

府県歯科医師会職員が全国歯科医師国保組合の当該支部に出向する時は、当該歯科医師会長と当該支部長とで「出向契約書」を締結することとした。

8. ジェネリック医薬品差額通知書関係作成業務委託について

国は「経済財政運営と改革の基本方針 2015」の中で、ジェネリック医薬品の使用目標が 2017 年までに 70% 以上にすることが求められている。本組合ではジェネリック医薬品の使用促進のための後発医薬品 (ジェネリック医薬品) の先発医薬品との価格差を被保険者に知らせる「ジェネリック医薬品差額通知書」の作成等を栃木県国保連合会に委託する。

【全協関係】

1. 平成 28 年度会費及び負担金等の納入について

平成 28 年度全国国民健康保険組合協会の会費及び負担金等の納入金額について、平成 27 年 12 月 28 日付けで通知があった。

- (1) 全国国民健康保険組合協会会費
- 全国歯の負担額 3,213,248 円
 - ① 平等割 50,000 円
 - ② 被保険者割 1 人当り 294 円

- (2) 国保組合共通システム負担金
 - 全国歯の負担額 19,365,192 円
 - ① 被保険者 1 人当り 294 円
 - ※負担した同額 (全額) が特別調整補助金から交付されるので実質負担はない。
- (3) 社会保障・税番号システム負担金
 - 被保険者 1 人当り 322 円
 - ※社会保障・税番号システムを利用しない組合は負担はないので、全国歯の負担はない。

【栃木県関係】

1. 平成 27 年度国民健康保険事業に係る支部指導監督の結果について

平成 27 年度の栃木県による国民健康保険事業に係る支部指導監督が下記の日程で実施された。指導監督の結果は、特に指摘事項に該当するものはないが、より一層の事務処理の効率化・適正化を図るため、所要の対応としていくつかの事項について指摘された。

平成 27 年度国民健康保険事業に係る支部指導監督の実施状況

支部名	実施日	指導監督の結果
新潟県	平成 27 年 10 月 27 日	指摘事項に該当するものは認められないが、一層の事務処理の効率化・適正化を図るため所要の対応を願う
石川県	平成 27 年 10 月 28 日	〃
香川県	平成 27 年 11 月 5 日	〃
岡山県	平成 27 年 11 月 6 日	〃
栃木県	平成 27 年 11 月 17 日	〃

【全歯連関係】

1. 平成 27 年度第 3 回理事会について

任期満了に伴う役員の変更で、役員、調査委員会委員、選挙管理委員会、選挙管理会予備委員が決定した。



仲佐副理事長

全歯連役職	氏名	全国歯の役職
副 会 長	仲 佐 善 昭	副 理 事 長
理 事	平 塚 靖 規	常 務 理 事
調査委員会副委員長	袋 布 充	理 事
選挙管理会副委員長	五 十 嵐 治	理 事
選挙管理会予備委員	高 嶺 明 彦	理 事

2. 平成 27 年度第 2 回全歯連通常総会について

3 月 1 日に全歯連の第 2 回の通常総会があり、会計の現況報告として平成 27 年の 12 月末で歳入合計が 1,319 万円余、歳出合計が 623 万円余だったことが報告された。

また、現況に合わせて理事を半分に減らし、常務理事については 1 名とし、常務理事会および理事会を理事会および委員会に変更した。

調査委員会の規定一部改正では、今までは任期が 2 年となっていたが、これは委嘱した会長の在職期間と任期ということで変更になった。

会費の賦課徴収については、これも前年と同じく会員割が 1 会員 2 万円、プラス被保険者 1 人につき 25 円。これを平成 28 年 9 月 30 日までに納付することとなり、予算としては歳入の合計が 1,639 万円。これは前年度と比較して 100 万円ほどの増となるが、増の理由のほとんどが繰越金である。歳出としては積立金を 200 万円ほど積み立てることとなった。

叙勲受章者に対する記念品の贈呈

山下常務理事から平成 27 年秋の叙勲で、保健衛生功勞により旭日小綬章を受章された箱崎守男先生の紹介があり、引き続き尾上理事長より箱崎守男先生に記念品を贈呈し祝意を表した。



記念品を贈呈される箱崎先生

箱崎守男先生の謝辞

ありがとうございます。昨年の 11 月 7 日皇居の豊明殿において天皇陛下の拜謁を仰いで感激の極みで戻って参りました。これも多くの先生方のご支援をいただいた賜と常日頃思っております。

特に、この国保組合は私ども東日本大震災で大きな被害を受けました。当時理事長の横山先生から、岩手までお見舞いにお出で頂き、本当に心温まるご挨拶とお言葉をいただき被災した組合員の保険料免除の対応をしていただき、今以てこの国保組合にはお世話になっております。今後もこの受章に恥じないように一生懸命頑張りますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



謝辞を述べる箱崎先生

閉会の辞（要旨） 三塚副理事長

箱崎先生おめでとうございます。長時間にわたり皆様のご協力を賜り、ありがとうございました。国の制度改革の中で国保組合は、非常に厳しい運営をこれからも迫られております。私ども鋭意努力して参りますが、先生方のご協力をお願いいたします。本日は長い間ありがとうございました。



三塚副理事長

叙勲 受章者紹介

はこ ぎき もり お
箱 崎 守 男 先生

(昭和19年5月27日生)

【受章種別】 旭日小綬章

【功勞種別】 保健衛生功勞

【表彰歴】

- 平成11年 岩手県学校保健功勞者表彰
- 平成12年 岩手県知事表彰
- 平成13年 厚生労働大臣表彰
- 平成13年 全国歯科医師国民健康保険組合連合会表彰
- 平成16年 岩手県教育表彰
- 平成20年 全国歯科医師国民健康保険組合表彰
- 平成24年 日本歯科医師会会員有功章

【略歴】

・県歯科医師会関係

- 昭和63年 4月 ～ 平成 3年 3月 岩手県歯科医師会常務理事
- 平成 3年 4月 ～ 平成 9年 3月 岩手県歯科医師会専務理事
- 平成 9年 4月 ～ 平成27年 6月 岩手県歯科医師会会長
- 平成27年 7月 ～ 現在 岩手県歯科医師会顧問

・全国歯科医師国民健康保険組合関係 (本部)

- 平成 9年 4月 ～ 平成27年 7月 組合会議員
- 平成27年 8月 ～ 現在 本部監事

・全国歯科医師国民健康保険組合関係 (支部)

- 平成 3年 4月 ～ 平成 9年 3月 岩手県支部理事
- 平成 9年 4月 ～ 平成27年 7月 岩手県支部長

・日本歯科医師会関係

- 平成 6年 4月 ～ 平成 9年 3月 日本歯科医師会理事
- 平成 9年 4月 ～ 平成16年 5月 日本歯科医師会代議員
- 平成16年 5月 ～ 平成21年 3月 日本歯科医師会副会長
- 平成21年 4月 ～ 平成27年 6月 日本歯科医師会代議員



京都府支部

京都府は北部には天橋立、市内には二条城、清水寺をはじめ神社仏閣、嵯峨嵐山、南部はお茶で有名な宇治市など観光では退屈しない所です。季節の良い春や秋には市内では国内外から大勢の観光客が訪れ、街は人であふれ、路は車で一杯と言うことも珍しくありませんが、昨今は外国人観光客の急増で益々拍車がかかり、年間を通じてホテルの予約もなかなか取りづらい状況と言うことも耳にします。ほどよく観光に来ていただくのが良いのかも知れませんが、そうも行かないようです。

さて、全国歯科医師国民健康保険組合京都府支部はJR二条駅、地下鉄二条駅前と言う非常に立地に恵まれた京都府歯科医師会館内に事務所を置き、支部役員24名、支部運営委員18名、事務局員3名で運営しております。被保険者は1種組合員1,086名・家族2,117名、2種組合員198名・家族162名、3種組合員2,162名・家族396名、後期高齢者組合員は98名、合計6,219名と大所帯ですが、尾上全国歯理事長のお膝元でもあり、日々業務に励んでおります。

支部単独事業は、スクリーニングテスト、後期高齢者組合員のインフルエンザ予防接種費用の補助を行っていますし、本部の事業においても今のところ問題なく実施しています。

京都にお越しの際は観光の合間に時間が許せば視察を兼ねて京都府歯科医師会館にも是非お立ち寄り下さい。

<京都支部役員名簿>

[H28. 4.1現在]

<役職>	<氏名>	<役職>	<氏名>	<役職>	<氏名>
支部長	安岡良介	理事	佐藤雅之	理事	天野浩
副支部長	尾上徹	理事	丸橋幸信	理事	鈴木邦亮
副支部長	佐々木貞	理事	正木文浩	理事	米沢武
常務理事	佐々木悦男	理事	小川喜生	監事	吉岡孝
常務理事	武田淳	理事	辻耕造	監事	杉立守由
理事	三井博晶	理事	北村泰子	顧問	藤岡一途
理事	岡本肇	理事	山下正純	顧問	石原宗和
理事	松尾亮	理事	中村匡	顧問	岸本知弘



岡山県支部

岡山県は、県南の岡山市に71万人、倉敷市に47.6万人、県北の中心津山市の10.7万人を核に、全県民193万人が暮らす瀬戸内の温暖な気候と、旭川・吉井川・高梁川の三大河川に恵まれた、山あり海ありの自然豊かな県です。

昭和47年3月には山陽新幹線の開通、昭和53年10月には中国縦貫道県内開通、昭和63年3月新岡山空港開港、同年4月に瀬戸大橋の開通により、中央と中国・四国地区を結ぶ交通の要として重要な拠点となっております。

名産品は豊富で、山の幸として全国に名高い高級フルーツの白桃とマスカット・オブ・アレキサンドリア。海の幸としては、定番のママカリの酢漬け、鯛の浜焼き、鱈の味噌漬け、そして下津井の珍味干ダコ。更には、伝統の黄ニラとご当地グルメのおかやまデミカツ丼、美咲たまごかけごはん、日生(ひなせ)カキオコ、津山ホルモンうどん、ひるぜん焼そば、笠岡ラーメンがお奨めです。日本三名園の一つ岡山後楽園(県歯会館より300m程です)、そして大原美術館のある倉敷美観地区へ是非お越し下さい。

岡山県支部は全国で初めて岡山県歯科医師国保組合を昭和28年8月1日に設立(因みに二番は大阪府の昭和31年11月1日設立)しており、諸先輩の先見の明を誇らかに感じております。そして昭和53年4月1日設立の全歯国保組合の創設にもその一翼を担ったと伝え聞いております。被保険者数は、平成28年3月1日現在、1種組合員2,631名(家族1,749名)、2種組合員244名(家族111名)、3種組合員2,572名(家族341名)、後期高齢者組合員85名の計5,532名となっております。支部単独事業としては個人健診の補助を1種・2種・3種組合員および1種家族に。個人健診及びインフルエンザ予防接種の補助を後期高齢者組合員にそれぞれおこなっています。

事務所を県歯科医師会館内に置き、職員2名が全ての事務処理を完遂しております。役員は酒井昭則支部長をはじめ、副支部長2名、常務理事1名、理事3名、監事2名。支部運営委員会は、各地区歯科医師会より選出の24名で構成されており、年2回開催されています。



桜井理事 鈴木常務理事 熊代理事 宮島理事
吉田副支部長 渡部副支部長 酒井支部長 相坂監事 三宅監事

故 栗山 豊実 先生を偲ぶ



略 歴

昭和12年7月24日生

○富山県歯科医師会

昭和54年4月～昭和60年3月 理事

平成6年4月～平成13年3月 副会長

平成13年4月～平成21年3月 会長

○全国歯科医師国民健康保険組合

平成6年4月～平成13年6月 支部理事

平成13年6月～平成21年3月 支部長

平成14年4月～平成23年3月 本部理事

平成23年4月～平成25年7月 本部副理事長

平成28年3月10日ご逝去

先生のご病気は いかがかと案じておりましたところ、平成28年3月10日突然ご逝去のお知らせを受けまして、私どもは愕然といたしました。

先生は、強いリーダーシップで歯科医師会や国保組合の運営に当たり、平成6年から県歯科医師会副会長、平成13年4月から会長、また6月より国保組合富山県支部長に就任され、平成21年3月まで常に自己の信念をもって率先実行し、特に、富山県歯科医師会の組織改革に取り組み、将来性を志向した活力ある現在の組織に改革し、会員から高く評価されました。

先生は、「自分は歯科臨床医として十分に地域のために働いたし、歯科医師会会長や各組織、団体の役員をさせて頂き、それなりの仕事はしたつもりだ。悔いは全くない。」と話されていたそうです。

先生の生涯に歩まれた道、先生が歯科界に残された業績を改めて思い、先生から頂いたご教訓を人生に活かして生きていくことがご恩に報いる道と思って頑張る覚悟でございます。

国保組合の運営はますます難しい時代にありますが、今までの先生の教えを心に深く刻んで、役職員一同一丸となって組合運営に当たりますこととお誓い申し上げます。

先生のご遺徳を偲び、心からご冥福をお祈りします。

全国歯科医師国民健康保険組合富山県支部

支部長 山崎安仁

特定健診の 受診について

特定健診対象者(40～74歳)のみなさまへ

当組合では、集合契約により全国の医療機関等と契約しておりますので、お近くの医療機関等に「集合契約」に参加されているかどうか確認のうえ、ぜひ受診して下さい。なお、受診期間は毎年3月末日まで受診できます。受診料は無料です。

特定健診の流れ

①受診券(八方本)が届く
(5月下旬予定)
特定健診を受診するには「受診券」が必要です。記載内容等必ず確認して下さい。



②受診場所
○医師会等の集合契約に参加している医療機関等で受診できます。
○日本人間ドック学会／日本病協会、全日本病院協会の集合契約に参加している医療機関等で受診できます。

受診される医療機関等が集合契約に参加しているかについては直接お問い合わせいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

<http://www.zensikokuho.or.jp>

③受診
受診当日は「受診券」「被保険者証」「質問票」を持参のうえ受診して下さい。医療機関等からの注意事項(食事の摂取等)をお守り下さい。

受診料は
無料です。

※特定健診の受診通知及び検査結果の通知は、郵送での発送となります。郵送が必要な通知は、郵送料がかかります。郵送料は自己負担となりますのでご注意ください。

④結果
健診を受診した医療機関等から健診結果を受け取ります。ご自身の健康管理にお役立て下さい。

⑤特定保健指導のご案内
特定健診を受診された方へは、全員に健康維持に関する小冊子をお送りしております。また、生活習慣病のリスクが高いと判断された方には「特定保健指導のご案内」と「利用券」をお送りしますので、生活習慣病の予防、改善に役立つ支援を受けて下さい。

利用料は無料です。

〇留意事項〇

特定の健診結果は、当該健診センターとの検査結果を当組合の運営等に活用させていただきます。あらかじめご了承ください。また、個人情報等の取り扱いについて、個人情報保護法及び当組合のプライバシーポリシーをご覧ください。

全国歯科医師国民健康保険組合

質問票

保険者番号	保険者名
093013	全国歯科医師国民健康保険組合

氏名	
生年月日	
記入日	

※各自ご記入下さい

No.	質問項目	選択肢	解答欄
1-3	現在、 a から c の薬の使用の有無 [※]		
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ	
2	b. インスリン注射又は血糖を下げる薬	①はい ②いいえ	
3	c. コレステロール [※] を下げる薬	①はい ②いいえ	
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	
6	医師から、腎臓の不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析)を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ	
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※1箱を、習慣的に喫煙している者とは、1合計100本以上、又は8ヶ月以上吸っている者であり、最近1ヶ月間も吸っている者)	①はい ②いいえ	
9	20歳のときの体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ	
10	1回30分以上軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施。	①はい ②いいえ	
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施。	①はい ②いいえ	
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して多く遊戯が強い。	①はい ②いいえ	
13	この1年間で体重の増減が±3kg以上あった。	①はい ②いいえ	
14	人と比較して食べる速度が速い。	①はい ②ふつう ③遅い	
15	就寝前の2時間以内夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ	
16	夕食後に間食(3食以外の夜食)をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ	
17	朝食を抜くことが週3回以上ある。	①はい ②いいえ	
18	お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない(飲めない)	
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 清酒1升(180ml)の目安:ビール4本(500ml)、焼酎35瓶(80ml)、ウイスキーダブル1杯(80ml)、ワイン2杯(240ml)	①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3合以上	
20	睡眠で体重が十分とれている。	①はい ②いいえ	
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思っていますか?	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(既に8ヶ月以内) ③近いうちに(既に1ヶ月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(8ヶ月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる(8ヶ月以上)	
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか?	①はい ②いいえ	

※①医師の診断・治療のもと医療中の者を指す。 ※②中性脂肪を下げる薬も同様に取り扱う。

健康保険の適用除外申請について手続き期間が改正されました (法人及び5人以上従業員を雇用される個人事業所並びに任意適用事業所の方へ)

事実の発生した日から「5日以内」を「14日以内」に改正（平成28年4月1日から）

年金事務所への健康保険の適用除外申請については、事実の発生した日から14日以内である場合または年金事務所が「やむを得ないと認めた場合」に限り、事実の発生した日に遡及して承認して差し支えないこととされております。健康保険の適用除外承認は年金事務所の判断となります。

厚生労働省の通知文書により、申請期限を経過していても認められる場合の取扱い基準の明確化が図られています。

ただし、厚生年金保険被保険者資格取得届については、事実があった日から5日以内に届出することは変更ありません。「健康保険被保険者適用除外承認申請書」と別に年金事務所へ提出する場合は、「厚生年金保険被保険者資格取得届」の左肩に「健康保険適用除外承認申請書は別途提出予定」と必ず記載することになります。

申請の際、ご留意いただきますようお願いいたします。

以下、平成23年3月8日厚生労働省からの通知文書の抜粋です。

○健康保険の適用除外申請における承認年月日の取扱いについて

1 年金事務所が「やむを得ないと認めた場合」については、次のとおりであり、個々の事情を踏まえた取扱いを行うものとする。

- (1) 天災地変、交通・通信関係の事故やスト等により適用除外の申請が困難と認められる場合
- (2) 事業主の入院や家族の看護など、適用除外の申請ができない特段の事情があると認められる場合
- (3) 法人登記の手續きに日数を要する場合
- (4) 国保組合理事長の証明を受けるための事務処理に日数を要する場合
- (5) 事業所が離島など交通が不便な地域にあるため、年金事務所に容易に行くことができない場合
- (6) 書類の郵送（搬送）に日数を要する場合
- (7) 年金事務所が閉所している場合
- (8) その他、事業主の責によらない事由により適用除外の申請ができない事情があると認められる場合

なお、上記の事情に該当するとして申請する場合には、14日以内に届出ができなかったやむを得ない理由を記載した理由書を添付するものとする。

2 健康保険の適用除外承認の申請を行おうとする者にあつては、「事実の発生から14日以内」に申請を行うことが困難と思われる場合には、可能な限り、電話等により事前に年金事務所に相談を行うことが望ましい。

全国歯科医師国保組合でも個人番号 (マイナンバー) を取り扱います

全国歯では、安全管理措置規程等に従い個人番号（マイナンバー）を取り扱います。皆様の個人番号（マイナンバー）の取得は、28年度中に実施します。

平成28年4月1日から 3種女性組合員の一人親の世帯における 保険料免除対象が拡大されます。

対象者	3種女性組合員の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者 免除となる保険料賦課額の種類
1人目	② 後期高齢者支援金等賦課額（改正追加） ※①基礎賦課額（均等割賦課額）はかかりません。
2人目以降	① 基礎賦課額（均等割賦課額） ② 後期高齢者支援金等賦課額
	ただし、1人目が義務教育終了後または資格喪失後は、2人目の免除が変更となります。
申請書類	①保険料賦課額免除申請書（様式6号） ②住民票（世帯全員記載のもの）

なお、該当者の義務教育就学期間に変更が発生した場合には、変更手続きが必要となります。詳しくは、支部事務所へお問い合わせください。

以下の場合には対象となりませんので、ご注意ください。

- (例) ・同一世帯内で3種女性組合員以外に生計を立てている者がいる場合
- ・同一世帯ではないが、配偶者がいる場合

第三者求償事務の取り扱い強化について

厚生労働省保険局国保課から、平成27年12月3日付けで医療費適正化を図る観点から、第三者行為求償事務の取り扱い強化について、より具体的な取り組みを行うよう、各都道府県主管課あてに通知が出されました。

第三者行為の届出は、国民健康保険法施行規則第32条の6の規程により

「組合員は、第三者行為による被害の状況等を保険者に届け出なければならない」とされております。

このため全国歯に加入される組合員の皆様にも、第三者行為求償事務の取り扱い強化の一環として、平成28年4月1日以降に発生した交通事故については、損害保険会社が事故に遭われた組合員にこの件について説明し、書類の提出を代行する場合があります。

いずれにせよ、事故に遭われた際は、必ず組合の支部窓口までご連絡下さい。

全国歯科医師国民健康保険組合 「組合員の資格確認調査」実施のお知らせ

平成28年9月頃に被保険者資格を有する組合員（後期高齢者組合員を含む）を対象とした組合員資格確認調査を実施します。主な調査内容は、「被保険者の住所確認」「歯科医療の業務に従事しているかの確認」「法人事業所、従業員が5人以上の個人事業所並びに任意適用事業所の確認」等です。なお、日程が決まり次第、提出していただく書類を含めお知らせいたしますので、「資格確認調査」へのご理解ご協力をお願いします。

資格確認調査実施の経緯

平成22年9月に全国建設健康保険組合の無資格加入の発覚を契機に、国保組合に対する会計検査院の実地検査により、多くの無資格加入者が指摘されました。会計検査院から厚生労働大臣に対して、組合員資格の適正化を図るため、全ての国保組合に対して組合員資格の調査・確認を行なわせ、その結果を厚生労働省に報告させるよう処置要求がありました。これを受けて、厚生労働省は国保組合に対して従事者の判定基準を定め、加入後の組合員資格について、判定基準に基づいて2、3年に1回定期的に確認を行なうこととなりました。

インフルエンザ予防接種補助事業

平成 28 年度からインフルエンザの予防接種をした方に対する補助金額が 1,000 円引上げられ、3,000 円となります。

対象者	当組合の被保険者（後期高齢者組合員を除く）
補助金額	① 1 名につき、3,000 円を限度に支給します。 ② 費用額が 3,000 円に満たない場合は、実費分を支給します。 ③ 2 回接種法で 1 回分が 3,000 円未満の場合、2 回目分の領収書を提出した場合は、その合算額から 3,000 円を限度に支給します。 ④ 他の制度（市町村等）より補助を受ける時は、その制度を優先します。
実施期間	事業年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
申請期限	当該事業年度の終了した年の 4 月 7 日までに各支部に申請してください。 ご不明な点は支部へお問い合わせください。

節目健診（人間ドック等）補助事業

平成 28 年度から後期高齢者組合員及びその配偶者も対象になります。

対象者	① 1 種組合員及び 2 種組合員、後期高齢者組合員のうち、当該年度中に 30 歳以上の 5 歳ごとの節目の年齢に達する方。 ② 対象となった 1 種組合員及び後期高齢者組合員の被保険者である配偶者の方。なお、この場合の配偶者の年齢は問いません。 ③ 3 種組合員のうち、当該年度中に 20 歳以上の 5 歳ごとの節目の年齢に達する方。
補助金額	同一年度内に受診した健診に対し、30,000 円（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額）を限度として支給します。
実施期間	事業年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
申請期限	当該事業年度の終了した年の 4 月 7 日までに各支部に申請してください。 ご不明な点は支部へお問い合わせください。

入院時の食事代が引き上げられます

一般所得者に対して一食当たり 260 円→360 円に引き上げられます。
ただし、一般所得者であっても 28 年 4 月 1 日時点で 1 年を超えて入院している精神病床入院患者と低所得者や難病・小児慢性特定疾病患者は据え置かれます。



表紙「清澄庭園」

豪商・紀国屋文左衛門の屋敷跡と伝えられ、江戸時代後期には下総国関宿・久世大和守の下屋敷であった。

明治 11 年、三菱財閥の創始者岩崎彌太郎が取得し、隅田川の水を引いた大泉水を造り、周囲には全国から取り寄せた名石を配して、明治の庭園を代表する「回遊式林泉庭園」を完成させた。

池に突き出るように建てられた「涼亭」は明治 42 年に国賽として来日した英国のキッチナー元師のを迎えるために岩崎家が建てたものである。

（撮影者 I. H）